【手順１】評議員及び役員（理事・監事）の選任手続フロー

評議員の選任　　役員（理事・監事）の選任

○事前に次の書類を徴取し、就任の意思、資格要件や欠格事項などを確認する
１　就任承諾書
２　欠格事由等の確認書
３　履歴書
４　その他資格要件等の確認に必要な資料

↓

評議員の選任

○理事会で次の議案を決議する
１　評議員選任・解任委員会に提案する評議員候補者の推薦
２　評議員選任・解任委員会の招集
※評議員選任・解任委員会委員の任期が満了している場合は
３　評議員選任・解任委員会の委員の選任

↓

○評議員選任・解任委員会を開催し、評議員を選任する

↓

役員（理事・監事）の選任

○理事会で次の議案を決議する
１　評議員会に提案する理事・監事候補者の決定
※監事候補者の決定には、在任監事の過半数の同意が必要
２　評議員会の招集

↓

○評議員会を開催し、理事・監事を選任する

↓

就　任

↓

○理事会の決議により、理事長（必要な場合は業務執行理事も）を選定する

↓

○２週間以内に理事長の変更登記（重任の場合も必要）
○理事長の変更届出（重任の場合は不要）

↓

○選任後の評議員及び役員（理事・監事）の名簿を公表する
※公表にはインターネット（ＷＡＭ　ＮＥＴなど）を利用する